

報道関係者 各位

令和2年7月17日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室  
監理官 千葉 直樹  
室長補佐 大村 玲子  
(代表電話) 048 (600) 6210

「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況（埼玉労働局）」を公表します  
～総合労働相談の件数は前年度並み、助言・指導申出、あっせん申請の件数は2年ぶりの増加、内容は「いじめ・嫌がらせ」が総合労働相談件数、助言・指導申出、あっせん申請件数の全てで2年連続トップ

埼玉労働局は、このたび、「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談 ※1」、労働局長による「助言・指導 ※2」、紛争調整委員会による「あっせん ※3」の3つの方法があります。

埼玉労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

## 【ポイント】

## 1 総合労働相談の件数は前年度並み、助言・指導申出、あっせん申請の件数は増加。

総合労働相談件数は56,885件で、15年連続5万件を超え、高止まり。

助言・指導申出件数は0.6%増、あっせん申請の件数は5.9%増。

- ・ 総合労働相談件数 56,885 件（前年度比 0.5% 減）  
⇒うち民事上の個別労働紛争※4相談件数 12,265 件（前年度比 0.5% 増）
- ・ 助言・指導申出件数 535 件（前年度比 0.6% 増）
- ・ あっせん申請件数 250 件（前年度比 5.9% 増）

## 2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、

「いじめ・嫌がらせ」の件数が2年連続でトップ

- ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、3,800件（同2.6%減）であるが、7年連続トップ。
- ・ 助言・指導の申出では、135件（同9.8%増）で、8年連続トップ。
- ・ あっせんの申請では、82件（同6.5%増）で、2年連続トップ。

※1 「総合労働相談」：埼玉労働局、各労働基準監督署内の県内9か所（発表日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成28年度から都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も計上されている。

※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者間の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

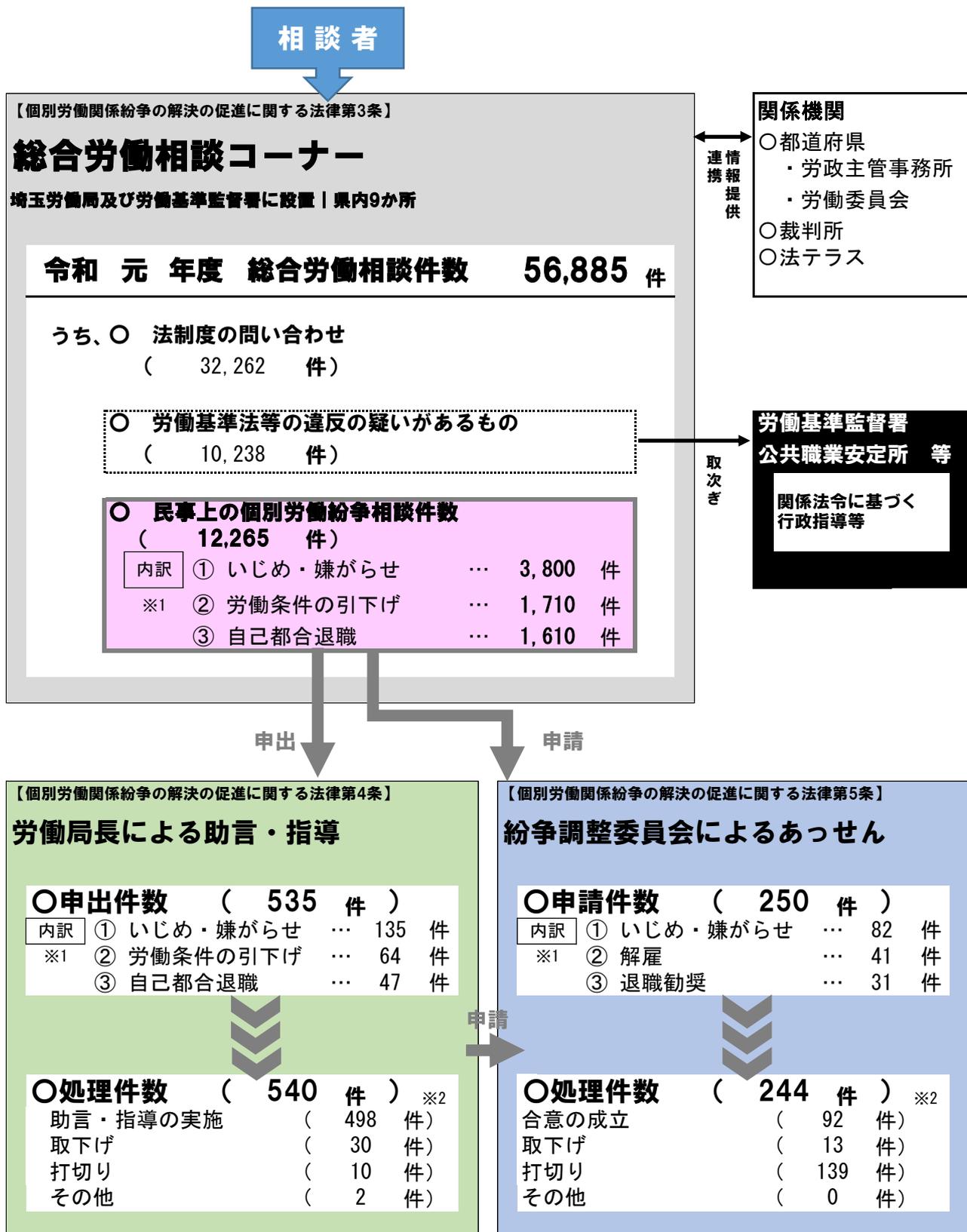
※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）。

## 【別添資料】

- 別添 1 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）
- 別添 2 令和元年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）
- 別添 3 令和元年度における助言・指導及びあっせんの事例
- 別添 4 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- （参考） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

# 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）



※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

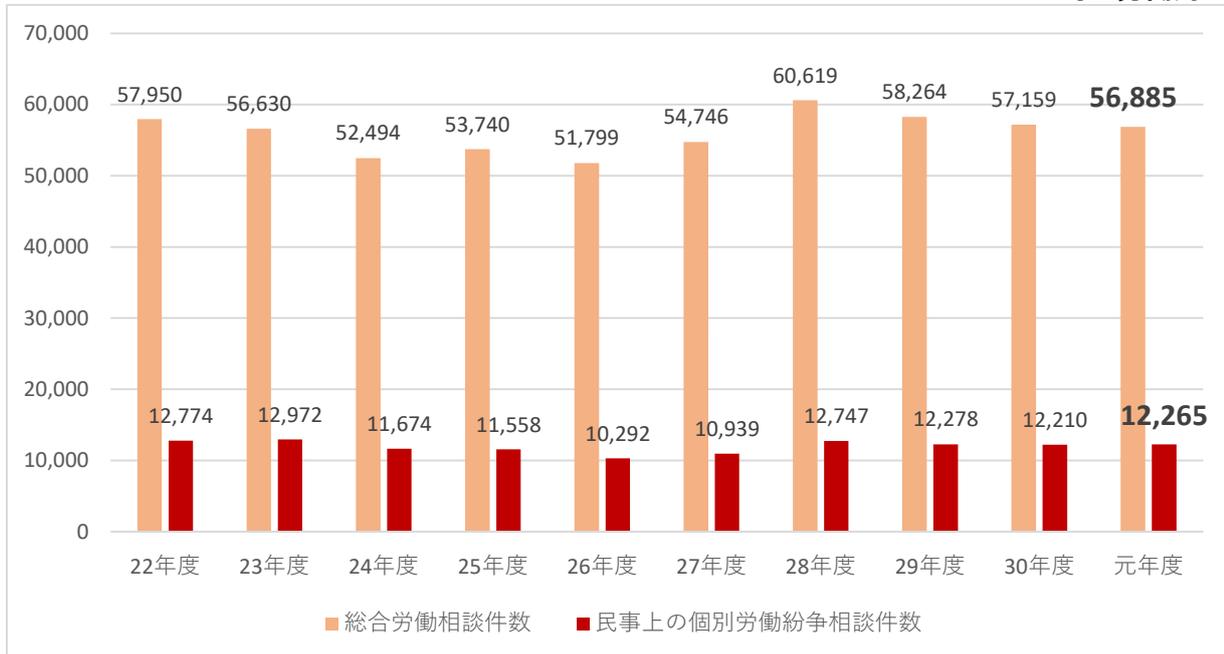
※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

# 令和元年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）

## 1 総合労働相談

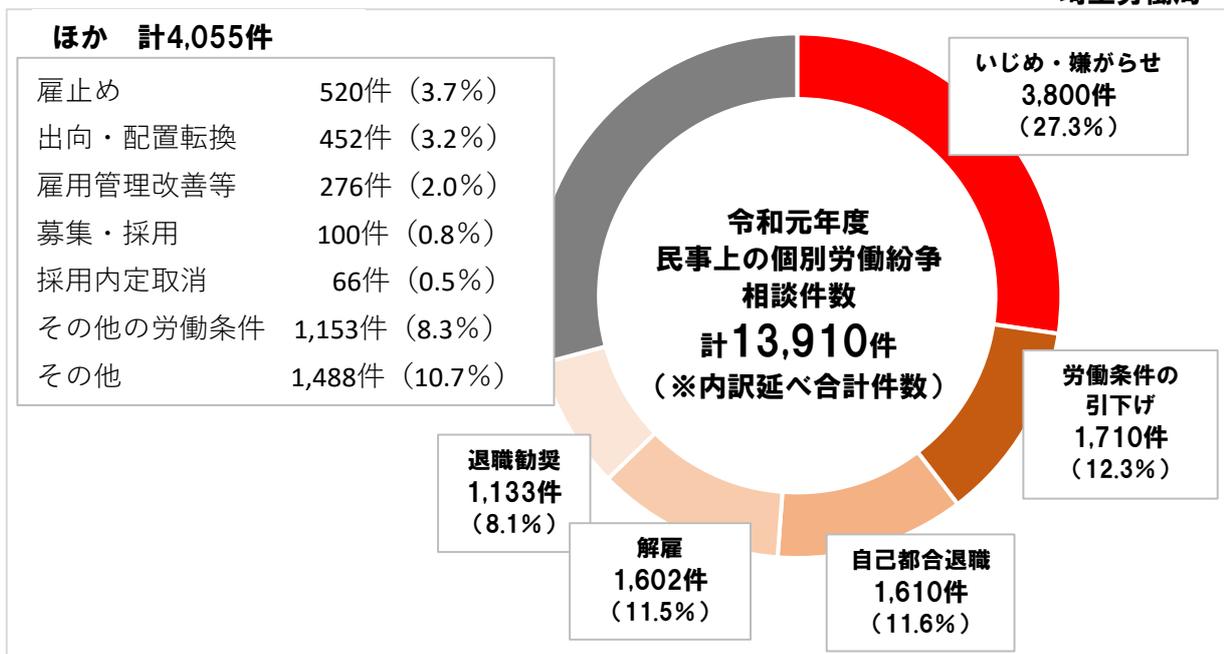
### （1）相談件数の推移

埼玉労働局



### （2）民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

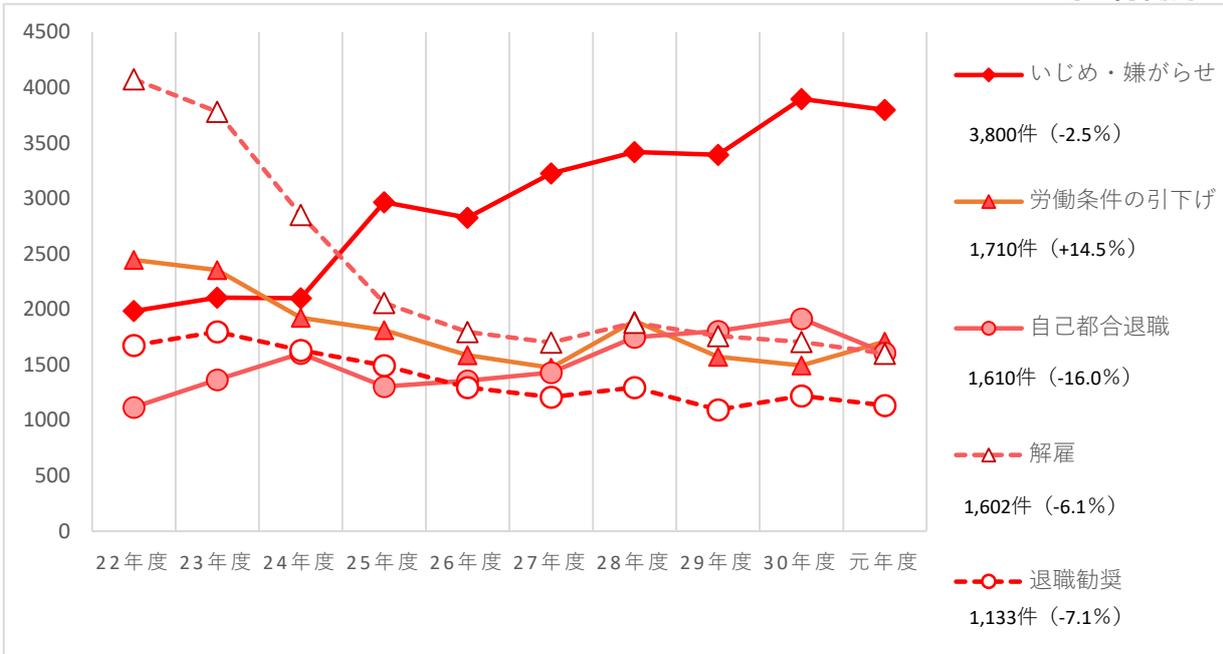
埼玉労働局



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

### (3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)

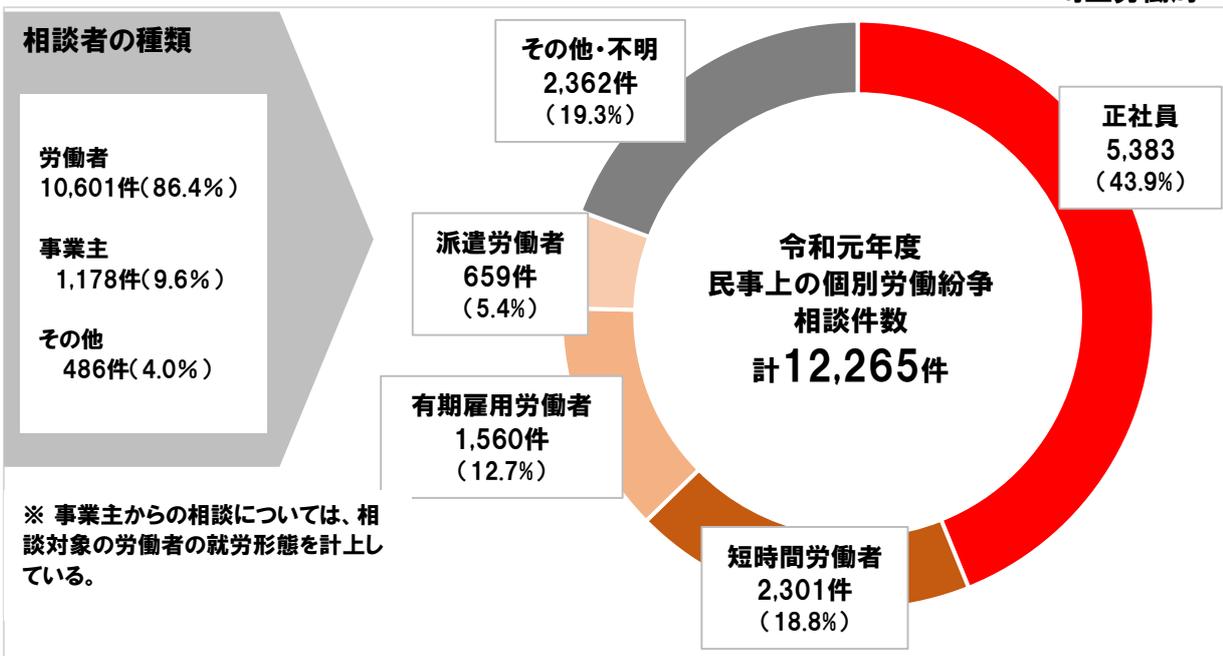
埼玉労働局



※ ( ) 内は対前年度比。

### (4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数

埼玉労働局



※ ( ) 内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
22年度	4,076	923	1,676	117	1,118	612	2,446	873	1,985	117	188	2,870	17,001
	24.0%	5.4%	9.9%	0.7%	6.6%	3.6%	14.4%	5.1%	11.7%	0.7%	1.1%	16.9%	100.0%
23年度	3,781	810	1,798	81	1,366	579	2,355	1,001	2,107	143	177	3,001	17,199
	22.0%	4.7%	10.5%	0.5%	7.9%	3.4%	13.7%	5.8%	12.3%	0.8%	1.0%	17.4%	100.0%
24年度	2,851	858	1,631	89	1,603	550	1,925	979	2,102	86	146	3,044	15,864
	18.0%	5.4%	10.3%	0.6%	10.1%	3.5%	12.1%	6.2%	13.3%	0.5%	0.9%	19.2%	100.0%
25年度	2,059	829	1,495	81	1,305	518	1,813	1,013	2,967	150	121	3,076	15,427
	13.3%	5.4%	9.7%	0.5%	8.5%	3.4%	11.8%	6.6%	19.2%	1.0%	0.8%	19.9%	100.0%
26年度	1,797	674	1,297	80	1,357	435	1,586	817	2,827	108	151	2,035	13,164
	13.7%	5.1%	9.9%	0.6%	10.3%	3.3%	12.0%	6.2%	21.5%	0.8%	1.1%	15.5%	100.0%
27年度	1,701	611	1,209	58	1,431	547	1,474	1,011	3,227	182	142	1,723	13,316
	12.8%	4.6%	9.1%	0.4%	10.7%	4.1%	11.1%	7.6%	24.2%	1.4%	1.1%	12.9%	100.0%
28年度	1,879	611	1,295	101	1,749	399	1,898	1,037	3,418	210	134	1,874	14,605
	12.9%	4.2%	8.9%	0.7%	12.0%	2.7%	13.0%	7.1%	23.4%	1.4%	0.9%	12.8%	100.0%
29年度	1,759	789	1,095	78	1,804	396	1,574	1,307	3,393	187	118	1,632	14,132
	12.4%	5.6%	7.7%	0.6%	12.8%	2.8%	11.1%	9.2%	24.0%	1.3%	0.8%	11.5%	100.0%
30年度	1,706	589	1,222	73	1,917	392	1,494	1,325	3,898	321	126	1,838	14,901
	11.4%	4.0%	8.2%	0.5%	12.9%	2.6%	10.0%	8.9%	26.2%	2.2%	0.8%	12.3%	100.0%
元年度	1,602	520	1,133	66	1,610	452	1,710	1,153	3,800	276	100	1,488	13,910
	11.5%	3.7%	8.1%	0.5%	11.6%	3.2%	12.3%	8.3%	27.3%	2.0%	0.7%	10.7%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
22年度	5,634	2,928	449	1,048	2,715	12,774
	44.1%	22.9%	3.5%	8.2%	21.3%	100%
23年度	5,298	3,167	472	1,384	2,651	12,972
	40.8%	24.4%	3.6%	10.7%	20.4%	100%
24年度	4,822	2,841	534	1,415	2,062	11,674
	41.3%	24.3%	4.6%	12.1%	17.7%	100%
25年度	4,869	2,667	459	1,366	2,197	11,558
	42.1%	23.1%	4.0%	11.8%	19.0%	100%
26年度	4,034	2,418	463	1,129	2,248	10,292
	39.2%	23.5%	4.5%	11.0%	21.8%	100%
27年度	4,500	2,399	393	1,234	2,413	10,939
	41.1%	21.9%	3.6%	11.3%	22.1%	100%
28年度	5,264	2,273	663	1,641	2,906	12,747
	41.3%	17.8%	5.2%	12.9%	22.8%	100%
29年度	4,997	2,331	606	1,805	2,539	12,278
	40.7%	19.0%	4.9%	14.7%	20.7%	100%
30年度	5,144	2,255	694	1,559	2,558	12,210
	42.1%	18.5%	5.7%	12.8%	21.0%	100%
元年度	5,383	2,301	659	1,560	2,362	12,265
	43.9%	18.8%	5.4%	12.7%	19.3%	100%

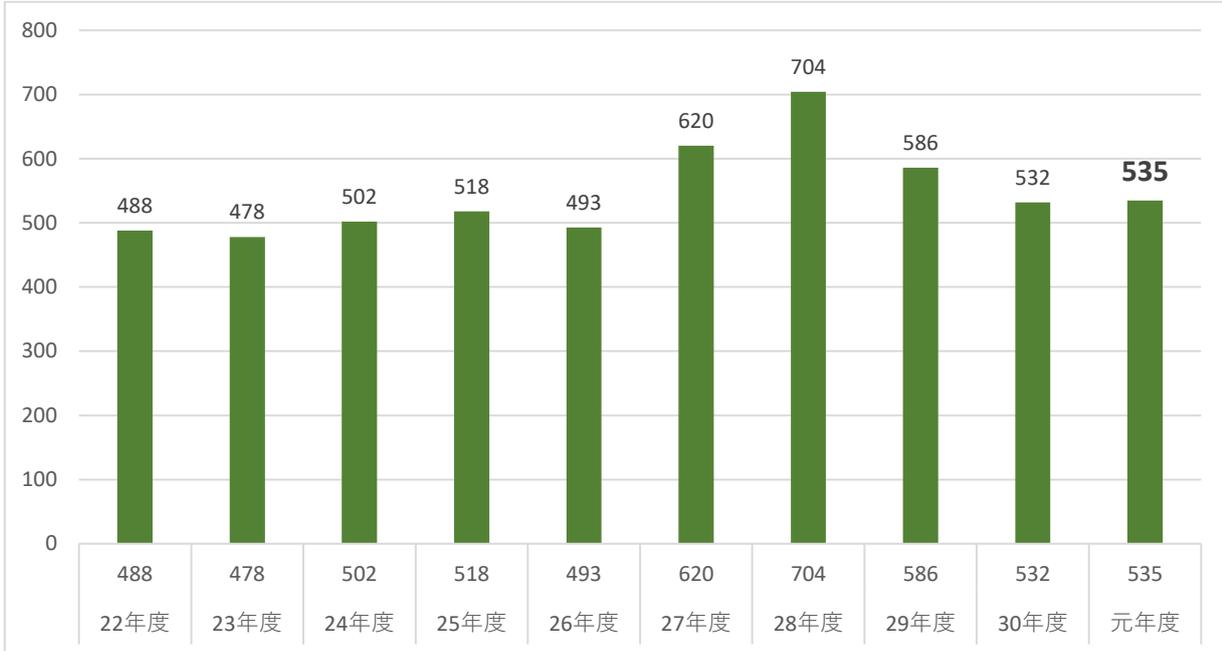
※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの相談については、相談対象となった労働者の就労形態を計上している。

## 2 都道府県労働局長による助言・指導

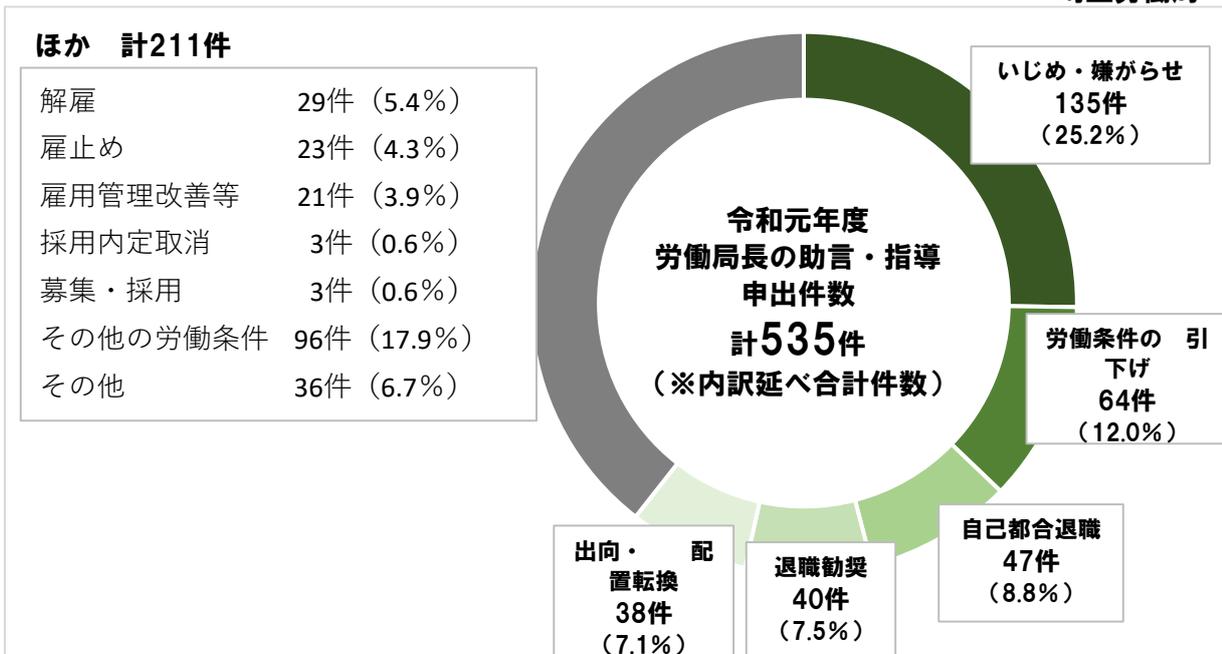
### (1) 申出件数の推移

埼玉労働局



### (2) 申出内容別の件数

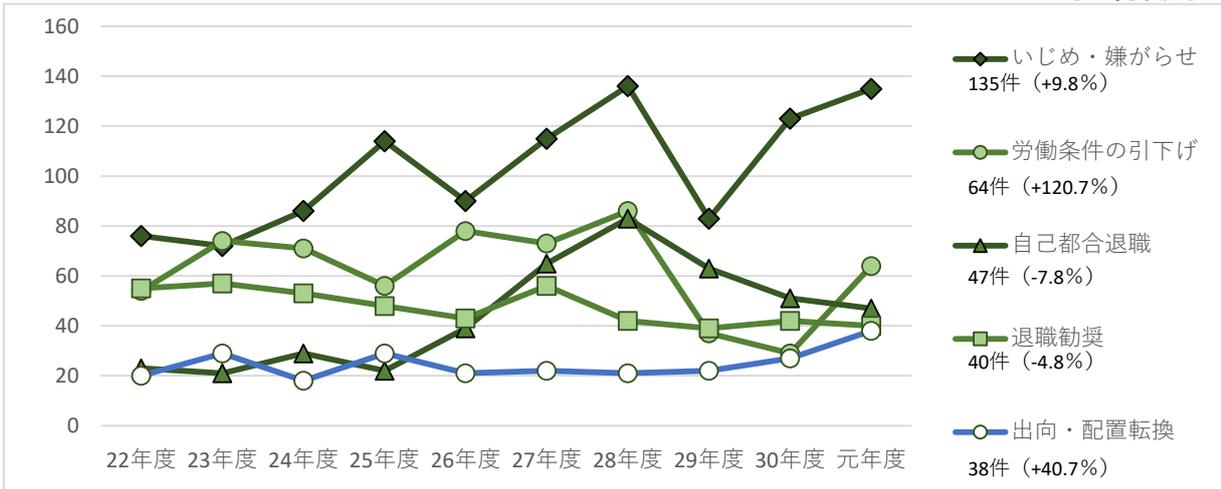
埼玉労働局



※ ( )内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したもの。

### (3) 主な申出内容別の件数推移 (10年間)

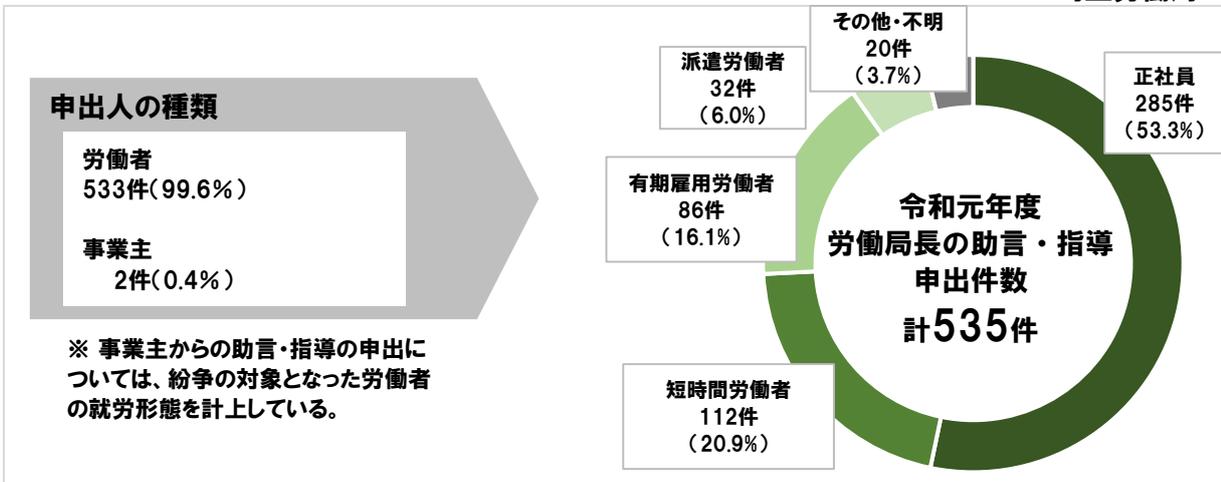
埼玉労働局



※ ( ) 内は対前年度比。

### (4) 就労形態別の申出件数

埼玉労働局



※ ( ) 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

### (5) 助言・指導の流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ ( ) 内は処理件数524件に占める比率



【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
22年度	151	45	55	11	23	20	54	21	76	1	4	27	488
	30.9%	9.2%	11.3%	2.3%	4.7%	4.1%	11.1%	4.3%	15.6%	0.2%	0.8%	5.5%	100.0%
23年度	121	38	57	4	21	29	74	34	72	3	2	23	478
	25.3%	7.9%	11.9%	0.8%	4.4%	6.1%	15.5%	7.1%	15.1%	0.6%	0.4%	4.8%	100.0%
24年度	83	38	53	4	29	18	71	78	86	5	5	32	502
	16.5%	7.6%	10.6%	0.8%	5.8%	3.6%	14.1%	15.5%	17.1%	1.0%	1.0%	6.4%	100.0%
25年度	84	47	48	3	22	29	56	73	114	4	1	37	518
	16.2%	9.1%	9.3%	0.6%	4.2%	5.6%	10.8%	14.1%	22.0%	0.8%	0.2%	7.1%	100.0%
26年度	76	32	43	3	39	21	78	72	90	9	3	27	493
	15.4%	6.5%	8.7%	0.6%	7.9%	4.3%	15.8%	14.6%	18.3%	1.8%	0.6%	5.5%	100.0%
27年度	85	35	56	2	65	22	73	101	115	21	8	37	620
	13.7%	5.6%	9.0%	0.3%	10.5%	3.5%	11.8%	16.3%	18.5%	3.4%	1.3%	6.0%	100.0%
28年度	62	40	42	7	83	21	86	150	136	15	7	55	704
	8.8%	5.7%	6.0%	1.0%	11.8%	3.0%	12.2%	21.3%	19.3%	2.1%	1.0%	7.8%	100.0%
29年度	80	45	39	2	63	22	37	137	87	11	12	51	586
	13.7%	7.7%	6.7%	0.3%	10.8%	3.8%	6.3%	23.4%	14.8%	1.9%	2.0%	8.7%	100.0%
30年度	55	30	42	0	51	27	29	109	123	15	4	47	532
	10.3%	5.6%	7.9%	0.0%	9.6%	5.1%	5.5%	20.5%	23.1%	2.8%	0.8%	8.8%	100.0%
元年度	29	23	40	3	47	38	64	96	135	21	3	36	535
	5.4%	4.3%	7.5%	0.6%	8.8%	7.1%	12.0%	17.9%	25.2%	3.9%	0.6%	6.7%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の申出において複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、複数の申出内容を件数として計上したもの。

【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
22年度	233	123	14	86	32	488
	47.7%	25.2%	2.9%	17.6%	6.6%	100%
23年度	227	154	8	76	13	478
	47.5%	32.2%	1.7%	15.9%	2.7%	100%
24年度	251	113	19	97	22	502
	50.0%	22.5%	3.8%	19.3%	4.4%	100%
25年度	237	141	33	85	22	518
	45.8%	27.2%	6.4%	16.4%	4.2%	100%
26年度	227	117	27	97	25	493
	46.0%	23.7%	5.5%	19.7%	5.1%	100%
27年度	275	185	31	92	37	620
	44.4%	29.8%	5.0%	14.8%	6.0%	100%
28年度	310	135	48	127	84	704
	44.0%	19.2%	6.8%	18.0%	11.9%	100%
29年度	270	130	37	100	49	586
	46.1%	22.2%	6.3%	17.1%	8.4%	100%
30年度	271	123	29	80	29	532
	50.9%	23.1%	5.5%	15.0%	5.5%	100%
元年度	285	112	32	86	20	535
	53.3%	20.9%	6.0%	16.1%	3.7%	100%

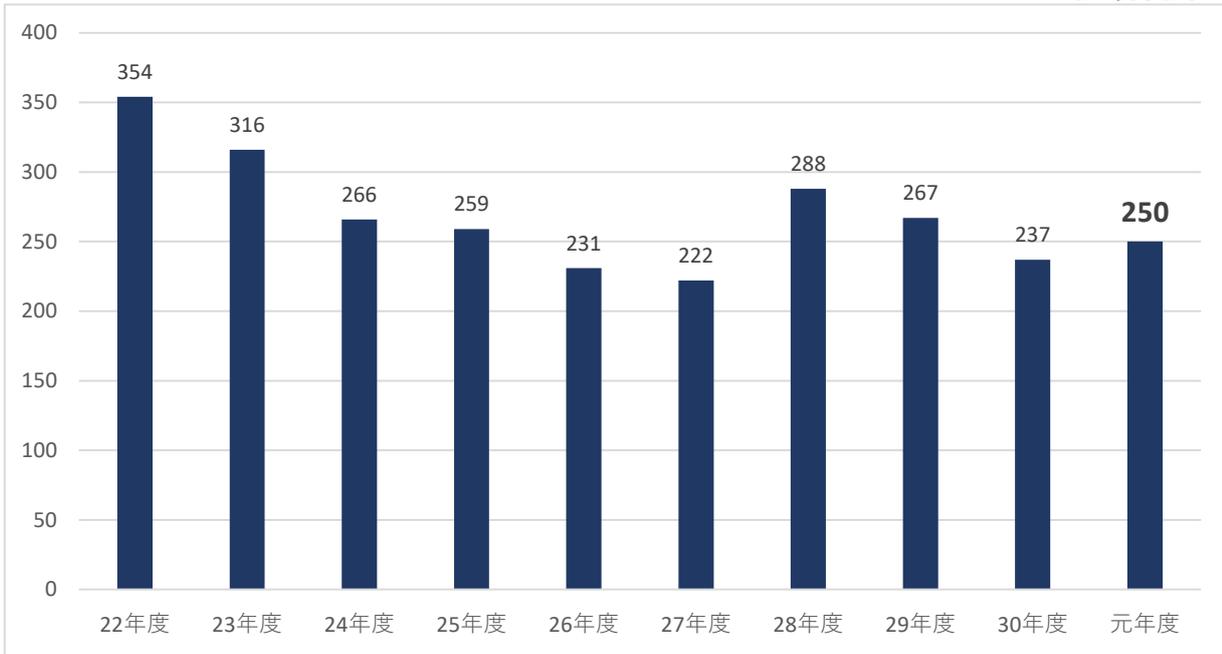
※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの助言・指導の申出については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

### 3 紛争調整委員会によるあっせん

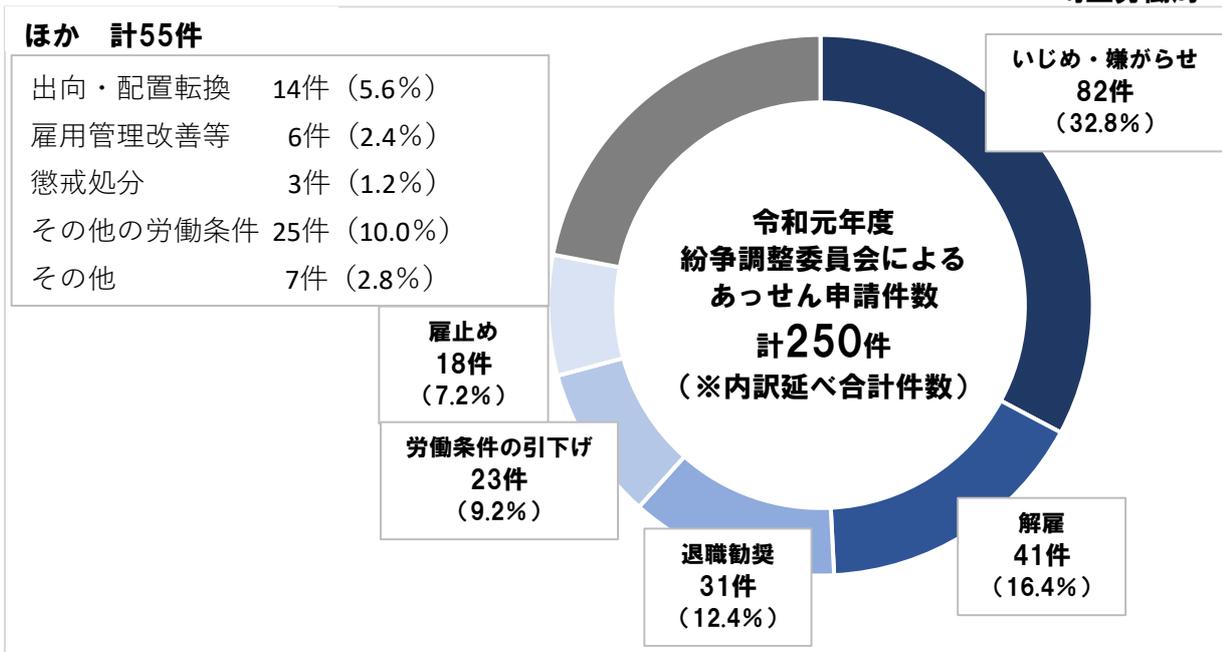
#### (1) 申請件数の推移

埼玉労働局



#### (2) 申請内容別の件数

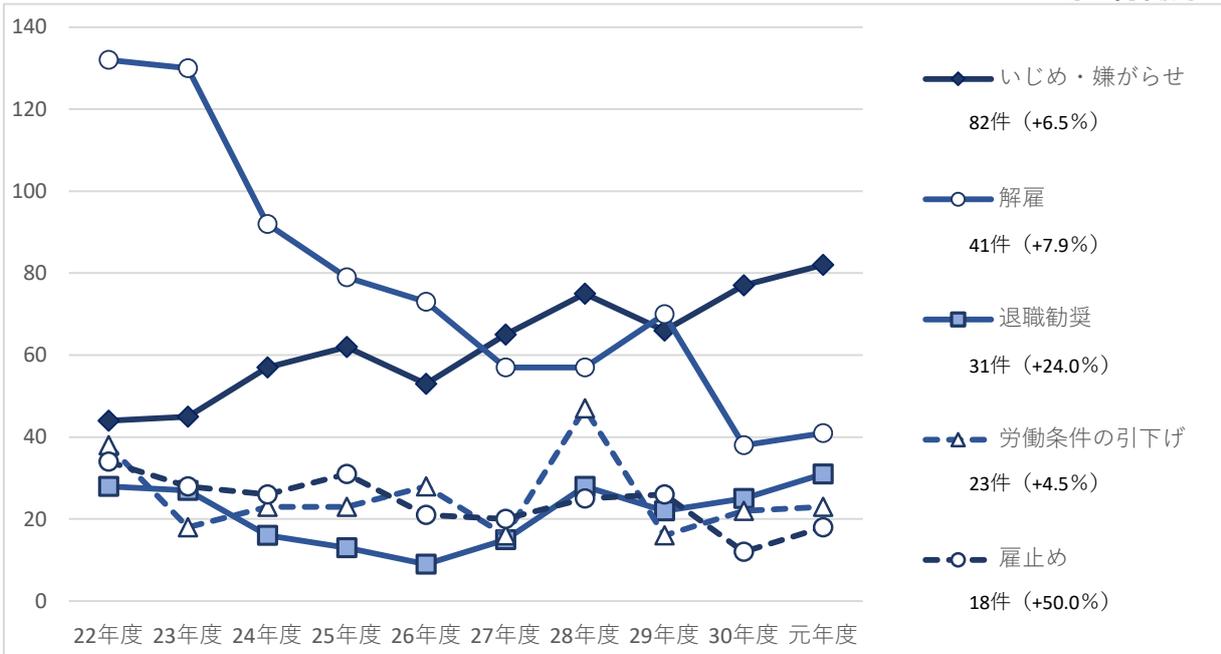
埼玉労働局



※ ( ) 内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したもの。

### (3) 主な申請内容別の件数推移 (10年間)

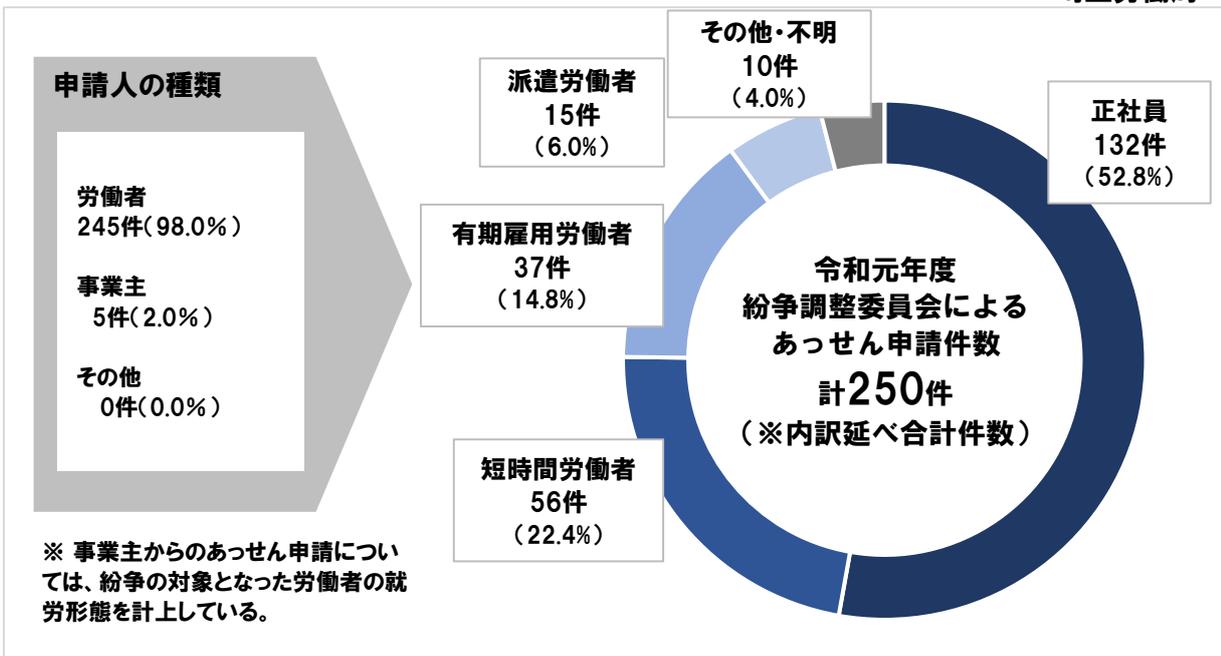
埼玉労働局



※ ( ) 内は対前年度比。

### (4) 就労形態別の申請件数

埼玉労働局



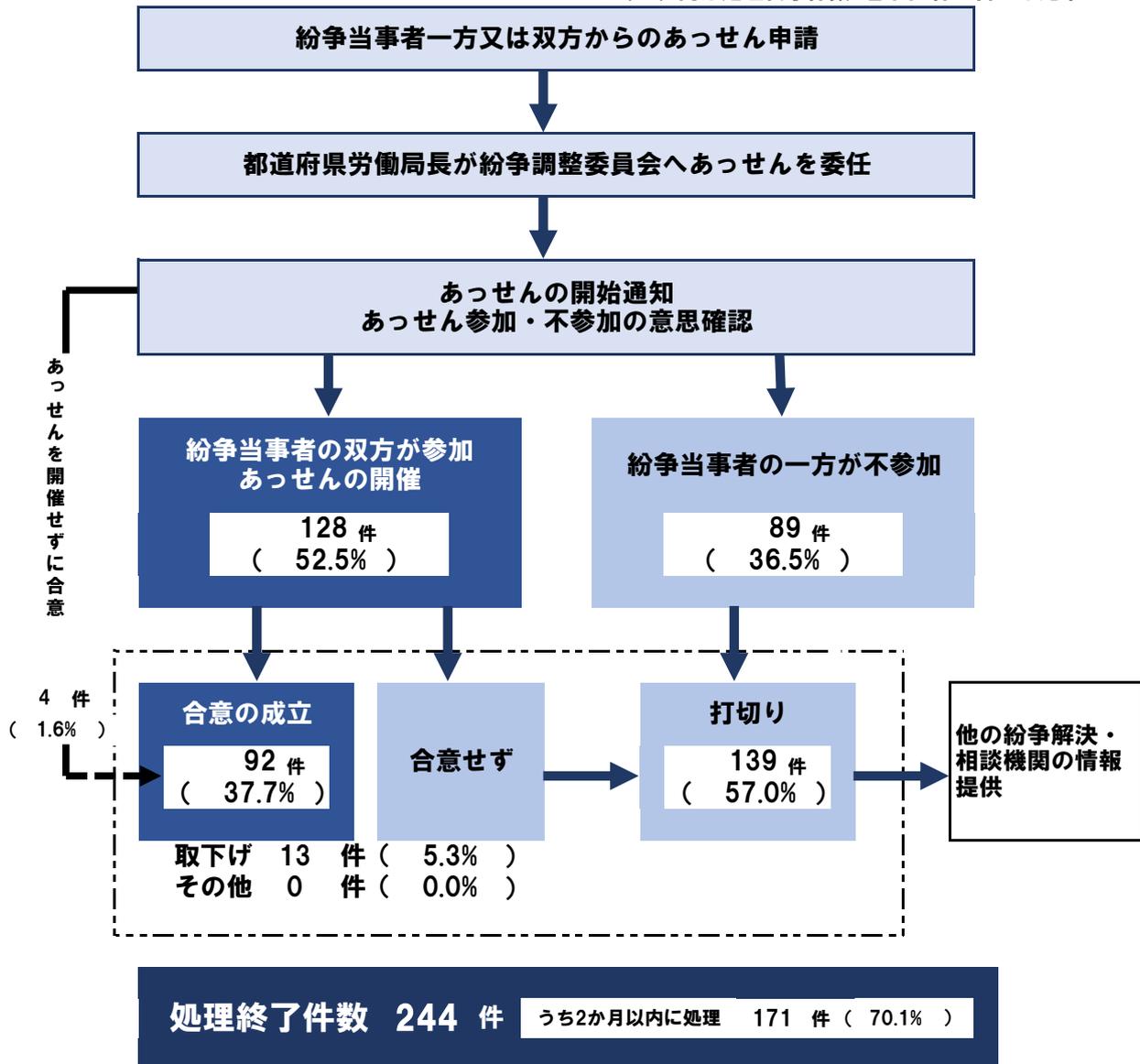
※ ( ) 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

## (5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ ( ) 内は処理終了件数 244 件に占める比率



埼玉労働局

### 【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 / 手続き終了件数	36.6%	34.8%	41.1%	40.5%	51.2%	45.1%	52.5%

### 【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移

合意率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
合意成立件数 / 手続き終了件数	35.8%	30.4%	30.9%	24.6%	33.5%	26.8%	37.7%
あっせん開催による合意成立件数 / 紛争当事者双方のあっせん参加件数	83.7%	79.7%	71.8%	55.7%	62.9%	58.6%	71.9%

【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	その他	内訳延べ 合計件数
22年度	132	34	28	7	9	7	38	22	44	1	32	354
	37.3%	9.6%	7.9%	2.0%	2.5%	2.0%	10.7%	6.2%	12.4%	0.3%	9.0%	100.0%
23年度	130	28	27	9	2	5	18	9	45	0	43	316
	41.1%	8.9%	8.5%	2.8%	0.6%	1.6%	5.7%	2.8%	14.2%	0.0%	13.6%	100.0%
24年度	92	26	16	5	0	4	23	13	57	1	29	266
	34.6%	9.8%	6.0%	1.9%	0.0%	1.5%	8.6%	4.9%	21.4%	0.4%	10.9%	100.0%
25年度	79	31	13	9	3	4	23	11	62	0	24	259
	30.5%	12.0%	5.0%	3.5%	1.2%	1.5%	8.9%	4.2%	23.9%	0.0%	9.3%	100.0%
26年度	73	21	9	4	0	9	28	21	53	0	13	231
	31.6%	9.1%	3.9%	1.7%	0.0%	3.9%	12.1%	9.1%	22.9%	0.0%	5.6%	100.0%
27年度	57	20	15	5	0	5	16	16	65	1	22	222
	25.7%	9.0%	6.8%	2.3%	0.0%	2.3%	7.2%	7.2%	29.3%	0.5%	9.9%	100.0%
28年度	57	25	28	7	1	3	47	35	75	1	9	288
	19.8%	8.7%	9.7%	2.4%	0.3%	1.0%	16.3%	12.2%	26.0%	0.3%	3.1%	100.0%
29年度	70	26	22	6	6	1	16	30	66	3	21	267
	26.2%	9.7%	8.2%	2.2%	2.2%	0.4%	6.0%	11.2%	24.7%	1.1%	7.9%	100.0%
30年度	38	12	25	2	5	5	22	29	77	6	16	237
	16.0%	5.1%	10.5%	0.8%	2.1%	2.1%	9.3%	12.2%	32.5%	2.5%	6.8%	100.0%
元年度	41	18	31	3	0	14	23	25	82	6	7	250
	16.4%	7.2%	12.4%	1.2%	0.0%	5.6%	9.2%	10.0%	32.8%	2.4%	2.8%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の申請において複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、複数の申請内容を件数として計上したもの。

【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
22年度	141	75	14	59	65	354
	39.8%	21.2%	4.0%	16.7%	18.4%	100%
23年度	123	78	14	49	52	316
	38.9%	24.7%	4.4%	15.5%	16.5%	100%
24年度	115	73	12	44	22	266
	43.2%	27.4%	4.5%	16.5%	8.3%	100%
25年度	103	59	20	47	30	259
	39.8%	22.8%	7.7%	18.1%	11.6%	100%
26年度	108	48	7	48	20	231
	46.8%	20.8%	3.0%	20.8%	8.7%	100%
27年度	97	62	11	40	12	222
	43.7%	27.9%	5.0%	18.0%	5.4%	100%
28年度	143	63	14	57	11	288
	49.7%	21.9%	4.9%	19.8%	3.8%	100%
29年度	84	47	6	63	67	267
	31.5%	17.6%	2.2%	23.6%	25.1%	100%
30年度	112	46	20	48	11	237
	47.3%	19.4%	8.4%	20.3%	4.6%	100%
元年度	132	56	15	37	10	250
	52.8%	22.4%	6.0%	14.8%	4.0%	100%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

# 4 令和元年度個別労働紛争解決制度 総括表

埼玉労働局

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

## 1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 56,885 件

①相談者の種類					
労働者	33,320 件	事業主	17,771 件	その他	5,794 件
②相談の内訳					
法制度の問い合わせ	32,262 件	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	10,238 件		
民事上の個別労働相談	12,265 件	その他	4,659 件		

## 2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 12,265 件

①相談者の種類					
労働者	10,601 件 (86.4%)	事業主	1,178 件 (9.6%)	その他	486 件 (4.0%)
②労働者の就労状況					
正社員	5,383 件 (43.9%)	短時間労働者	2,301 件 (18.8%)	派遣労働者	659 件 (5.4%)
有期雇用労働者	1,560 件 (12.7%)	その他・不明	2,362 件 (19.3%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は 13,910 件になる。					
普通解雇	1,351 件 (9.7%)	整理解雇	110 件 (0.8%)	懲戒解雇	141 件 (1.0%)
雇止め	520 件 (3.7%)	退職勧奨	1,133 件 (8.1%)	採用内定取消し	66 件 (0.5%)
自己都合退職	1,610 件 (11.6%)	出向・配置転換	452 件 (3.2%)	労働条件の引下げ	1,710 件 (12.3%)
その他の労働条件	1,153 件 (8.3%)	いじめ・嫌がらせ	3,800 件 (27.3%)	雇用管理等	276 件 (2.0%)
募集・採用	100 件 (0.7%)	その他	1,488 件 (10.7%)		

## 3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数

### (1) 申出件数 535 件

①申出人の種類					
労働者	533 件 (99.6%)	事業主	2 件 (0.4%)		
②労働者の就労状況					
正社員	285 件 (53.3%)	短時間労働者	112 件 (20.9%)	派遣労働者	32 件 (6.0%)
有期雇用労働者	86 件 (16.1%)	その他・不明	20 件 (3.7%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、535 件。					
普通解雇	26 件 (4.9%)	整理解雇	1 件 (0.2%)	懲戒解雇	2 件 (0.4%)
雇止め	23 件 (4.3%)	退職勧奨	40 件 (7.5%)	採用内定取消し	3 件 (0.6%)
自己都合退職	47 件 (8.8%)	出向・配置転換	38 件 (7.1%)	労働条件の引下げ	64 件 (12.0%)
その他の労働条件	96 件 (17.9%)	いじめ・嫌がらせ	135 件 (25.2%)	雇用管理等	21 件 (3.9%)
募集・採用	3 件 (0.6%)	その他	36 件 (6.7%)		

### (2) 処理件数 540 件

①処理の区分					
助言を実施	498 件 (92.2%)	指導を実施	0 件 (0.0%)		
取下げ	30 件 (5.6%)	打切り	10 件 (1.9%)	その他	2 件 (0.4%)
②処理の期間					
1か月以内	533 件 (98.7%)	1か月を超えて2ヶ月以内	7 件 (1.3%)	2か月超	0 件 (0.0%)

4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数						
(1)申請件数		250 件				
①申請人の種類						
労働者	245 件 (98.0%)	事業主	5 件 (2.0%)	労使双方	0 件 (0.0%)	
②労働者の就労状況						
正社員	132 件 (52.8%)	短時間労働者	56 件 (22.4%)	派遣労働者	15 件 (6.0%)	
有期雇用労働者	37 件 (14.8%)	その他・不明	10 件 (4.0%)			
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、250 件。						
普通解雇	37 件 (14.8%)	整理解雇	3 件 (1.2%)	懲戒解雇	1 件 (0.4%)	
雇止め	18 件 (7.2%)	退職勧奨	31 件 (12.4%)	採用内定取消し	3 件 (1.2%)	
自己都合退職	0 件 (0.0%)	出向・配置転換	14 件 (5.6%)	労働条件の引下げ	23 件 (9.2%)	
その他の労働条件	25 件 (10.0%)	いじめ・嫌がらせ	82 件 (32.8%)	雇用管理等	6 件 (2.4%)	
その他	7 件 (2.8%)					
(2)処理件数		244 件				
①処理の区分						
当事者間の合意の成立	92 件 (37.7%)	うちあっせんを開催 せずに合意したもの	4 件 (1.6%)			
申請の取下げ	13 件 (5.3%)	その他	2 件 (0.8%)			
打ち切り	139 件 (57.0%)	うち不参加による打ち切り	89 件 (36.5%)			
②処理の期間						
1か月以内	95 件 (38.9%)	1か月を超えて 2ヶ月以内	76 件 (31.1%)	2か月超	73 件 (29.9%)	

※ ( ) 内は各合計値に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

# 5 都道府県別の件数一覧

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総合労働相談件数		民事上の個別労働紛争相談件数		労働局長による助言・指導申出件数		紛争調整委員会によるあっせん申請件数	
	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数
1	東京	156,858	東京	31,387	兵庫	965	東京	1,013
2	大阪	131,444	大阪	20,434	愛知	824	大阪	372
3	愛知	95,599	愛知	18,307	大阪	729	愛知	334
4	神奈川	57,143	神奈川	14,031	東京	613	北海道	327
5	埼玉	56,885	兵庫	13,906	埼玉	535	神奈川	259
6	千葉	50,730	埼玉	12,265	千葉	492	埼玉	250
7	兵庫	47,319	京都	10,484	静岡	482	兵庫	217
8	福岡	42,574	福岡	9,531	熊本	343	静岡	193
9	北海道	38,937	北海道	9,258	神奈川	339	千葉	187
10	静岡	35,528	千葉	8,377	北海道	303	茨城	143
11	広島	25,871	群馬	7,059	京都	264	沖縄	131
12	京都	25,215	静岡	6,834	福岡	228	長野	126
13	秋田	21,796	広島	6,595	新潟	210	奈良	101
14	茨城	21,175	長野	6,115	滋賀	191	福岡	97
15	群馬	19,764	福島	5,679	秋田	188	福島	83
16	岐阜	18,854	茨城	5,297	茨城	179	秋田	81
17	長野	18,480	秋田	5,094	群馬	174	三重	74
18	熊本	17,256	熊本	4,680	山口	167	新潟	67
19	福島	17,213	新潟	4,622	広島	163	滋賀	67
20	三重	16,006	鹿児島	4,540	石川	162	宮崎	64
21	新潟	15,812	岡山	4,194	三重	160	岐阜	61
22	岡山	15,112	三重	4,009	宮城	138	島根	60
23	栃木	14,338	岐阜	3,961	沖縄	123	栃木	59
24	滋賀	14,327	岩手	3,627	山形	121	熊本	59
25	山口	14,104	青森	3,512	岡山	111	京都	56
26	愛媛	13,594	長崎	3,476	大分	111	岩手	54
27	長崎	11,501	栃木	3,440	長野	97	岡山	50
28	岩手	11,500	富山	3,257	岐阜	97	広島	50
29	宮崎	10,935	滋賀	3,250	愛媛	96	群馬	47
30	奈良	10,386	山形	3,182	奈良	89	富山	46
31	富山	10,379	愛媛	3,114	福島	88	山口	46
32	石川	9,795	大分	3,053	栃木	88	青森	44
33	佐賀	9,788	宮城	2,915	鹿児島	88	和歌山	34
34	青森	9,754	山口	2,884	岩手	83	佐賀	34
35	鹿児島	9,604	石川	2,840	和歌山	82	石川	31
36	宮城	9,567	福井	2,718	青森	81	山梨	28
37	香川	9,439	宮崎	2,698	徳島	80	鳥取	28
38	和歌山	9,257	沖縄	2,357	長崎	76	鹿児島	28
39	沖縄	9,054	和歌山	2,226	香川	74	福井	27
40	山形	8,625	奈良	2,138	富山	73	徳島	24
41	福井	8,524	香川	2,000	高知	70	愛媛	24
42	大分	7,775	鳥取	1,795	宮崎	65	大分	24
43	島根	6,933	山梨	1,784	山梨	59	山形	23
44	山梨	6,629	佐賀	1,769	鳥取	56	高知	20
45	鳥取	6,300	島根	1,644	佐賀	44	長崎	17
46	徳島	4,955	徳島	1,570	島根	38	宮城	15
47	高知	4,706	高知	1,302	福井	35	香川	12
	合計	1,187,340	合計	279,210	合計	9,874	合計	5,187

# 令和元年度における助言・指導及びあっせんの事例

埼玉労働局

助言・指導の例	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人(労働者)は契約社員であるが、上司から「周囲の者が皆(申出人に)仕事を辞めてほしいと思っている。」などと直接言われるなどの嫌がらせを受けていた。 精神的にまいっていたが、会社側と話し合っ解決できないかと思い、嫌がらせがなくなるよう改善が行われるようにして欲しいとして助言を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>労働局から本社の担当者に連絡し、事業主には労働契約法により心身健康を含む安全配慮義務があることを説明し、早期に対応して解決につなげることを促した。 その結果、話し合いが行われ、当該上司が別の部署に異動することとなり、解決した。</p>
あっせんの例	雇止めに係るあっせん
<p>事案の概要</p>	<p>申請人(労働者)は、有期契約労働者として約2年間勤務していたが、契約満了日の約2か月前に事前の相談なく配置転換を通告され、さらに約1か月半前に雇止めを通知された。 申請者はトラブル・クレームなく2年間勤務していたのに、遠隔の勤務地への異動の提示や事前の説明もなく勤務日数を一方的に減らさせるなどの不利益を受けたとして、雇止めの撤回と従前の労働条件での継続勤務を求めてあっせんに申請したもの。</p>
<p>あっせんのポイント・結果</p>	<p>あっせん委員が被申請人(事業主)の主張を聞いたところ、雇止めの手続きは適法であるとの認識を示した。 あっせん委員から被申請人に対し、雇止め、配置転換、勤務日数減の理由の合理性に関しては労使双方に認識の相違はあるものの、紛争の早期解決のため譲歩が可能か確認したところ、被申請人が勤務日数減であるなら、従前の勤務地での契約は可と申し立てた。 あっせん委員が双方に対し譲歩可能な解決策を調整した結果、勤務日数はやや減となったが、従前の勤務場所で他の労働条件は従前のおりでの有期労働契約がなされることで和解が成立し、解決した。</p>

## 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

	名称	所在地	電話番号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
		相談受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 (さいたま労働基準監督署内)	048-614-9977
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川口総合労働相談コーナー	〒332-0015 埼玉県川口市川口2-10-2 (川口労働基準監督署内)	048-498-6648
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	熊谷総合労働相談コーナー	〒360-0856 埼玉県熊谷市別府5-95 (熊谷労働基準監督署内)	048-533-3611
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川越総合労働相談コーナー	〒350-1118 埼玉県川越市豊田本1-19-8 (川越労働基準監督署内)	049-210-9334
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	春日部総合労働相談コーナー	〒344-8506 埼玉県春日部市南3-10-13 (春日部労働基準監督署内)	048-614-9968
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	所沢総合労働相談コーナー	〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-1-3 (所沢労働基準監督署内)	04-2003-6967
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	行田総合労働相談コーナー	〒361-8504 埼玉県行田市桜町2-6-14 (行田労働基準監督署内)	048-556-4195
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	秩父総合労働相談コーナー	〒368-0024 埼玉県秩父市上宮地町23-24 (秩父労働基準監督署内)	0494-22-3725
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	

☆…女性相談員が配置されている総合労働相談コーナー

(参考)

# 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

## 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

## 2 概要

### (1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

### (4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

### (5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。